

**自主規制基準 Ver. 5.2 による
使用済PETボトルからの再生原料
(登録済銘柄一覧表)**

これらの銘柄品は自主規制基準により食品用容器包装等に使用できる原料として
PETトレイ協議会は登録証を交付しています。

厚労省食品安全部の食品用器具容器包装における再生プラスチックの使用に
関する指針(平成24年4月)の基準に適合しています。

平成31年1月現在

PETトレイ協議会・審査室/事務局

自主規制基準 Ver.5.2 による登録済再生原料一覧表

—使用済みPETボトルから物理的再生法で製造された ポリエチレンテレフタレート樹脂— (ご案内)

- ①PETトレイ協議会会員が製造する無延伸PETシート・フィルム、成形品は、食品衛生安全性の確保のために食品衛生法の関係条項並びに規格基準により品質管理しています。また、使用する原料樹脂についてはポリオレフィン等衛生協議会の自主基準により管理され、その確認証明書が交付されています。なお、当該製品の食品衛生安全性は、その製造者と使用者の責任において保証されています。
(食品衛生法第15条、第16条、第18条)
- ②使用済PETボトル等の再生原料に利用については、厚生労働省食品安全部が平成24年4月に都道府県等に通知した“食品用器具及び容器包装における再生プラスチックの使用に関する指針”により規制されています。
- ③会員は、自社銘柄品について当協議会会長に自主規制基準への適合の確認を申請しています。当協議会審査室による提出資料の内容の確認を経て、当該会員に対して登録証が交付されています。同時に自主基準適合品リストに登録され、「自主規制基準マーク（商標登録済）」の使用が許可されています。
- ④当該銘柄の再生原料が登録されると、会員は本協議会の定めた「自主規制基準マーク」を使用して、製品の包装単位ごとに適合品であることを表示します。この「マーク」は必ず会員番号、分類記号と一体で表示されて分かり易くなっています。
- ⑤この表は、本協議会に登録された再生原料の銘柄を公開するもので、次の項目が掲載されています。
PETトレイ協議会の会員名・会員番号・銘柄名・種別分類・分類記号

(用語及び記号について)

会員名: PETトレイ協議会会員の企業名です(ホームページに掲載)。

会員番号: PETトレイ協議会会員を示す3桁のコード番号で、ホームページに掲載されています。

銘柄名: 登録された再生原料の当該会員の商品名と型番を示すもので、固有の名称と記号で構成されています。

種別分類: 当該銘柄品の種別分類を示す記号で、ポリオレフィン等衛生協議会と共通になっています(参考A)。

分類記号: 当該の原料種類を示す記号で、PETトレイ協議会の自主規制基準 Ver.5.2 に規定されています(参考B)。

(参考A) <種別分類>の記号とは？

I c : 合成樹脂原料

1 : 自然色

Q : ポリエチレンテレフタレート樹脂

Z : 用途制限 (全ての食品分類に使用できる)

a : 100℃以下の条件で使用できる。

r : アルコール性食品を除いて、100℃を超える条件で使用できる。

(参考B) <分類記号>とは？

V : 未使用原料

V c : 使用済PETボトルからの化学的再生原料で厚労省食品安全部が認めた工程により製造されたもの。

MRP : 使用済PETボトルからの物理的再生原料で厚労省食品安全部が認めた工程により製造されたもの
(現時点では存在しない)。

RFDA : 当協議会会員が自社の再生工程をFDAからの書簡で安全性を認められた場合、
その設備で所定の条件で製造された再生原料。

AFDA : 当協議会会員がFDAの書簡で安全性が認められた設備を購入した場合、
当該の設備で代理汚染試験を実施して除去能力を確認した後、その設備で製造した再生原料。

MRA : 容リ協会の認定事業者が使用済PETボトル回収品をアルカリ洗浄法で製造した再生原料。

MRG : 容リ協会の認定事業者が使用済PETボトル回収品を温水洗浄法で製造した再生原料。

注1) **V**及び**V c**は、ポリオレフィン等衛生協議会の確認証明書が交付されています。

注2) 現在、**MRP**は審査中であり、文書で認められた再生工程はありません。

注3) **RFDA**及び**AFDA**は、FDAが除去能力を認めた再生工程で、会員が実機による代理汚染試験法により除去能力を確認した工程で製造されたものです。

これらは会員が必要資料を提示して当協議会に申請した場合、内容を確認した後で当該銘柄に対して登録証を交付することになりました。

注4) **MRA**、**MRG**は、JIS K7390-1 及び JIS Z1716 によりPET製器具及び容器包装の食品に直接接触する部分には使わないことが定められています。

自主規制基準登録済 再生原料(1)

会員名・会員番号	品名	銘柄名	種別分類	分類記号	摘要
ウツミリサイクルシステムズ(株) 020	使用済PETボトルから再生された ポリエチレンテレフタレート樹脂	サイテックペレット SC-31M	I c-1-Q-Za	RFDA	自主規制基準 Ver.5.2 に適合 JIS K7390、JIS Z1716 に適合 FDA 認可条件(NOL#159)
		サイテックペレット SC-31H			

28.1.15 更新

自主規制基準登録済 再生原料(2)

会員名・会員番号	品名	銘柄名	種別分類	分類記号	摘要
株式会社エフピコ 033	使用済PETボトルから再生された ポリエチレンテレフタレート樹脂	エフピコ KPET	I c-1-Q-Za	RFDA	自主規制基準 Ver.5.2 に適合 JIS K7390、JIS Z1716 に適合 FDA 認可条件(NOL#149)

28.1.15 更新

自主規制基準登録済 再生原料(3)

会員名・会員番号	品名	銘柄名	種別分類	分類記号	摘要
株式会社エフピコ 033	使用済PETボトルから再生された ポリエチレンテレフタレート樹脂	エフピコ KPET (AFDA)	I c-1-Q-Za	AFDA	自主規制基準 Ver.5.2 に適合 JIS K7390、JIS Z1716 に適合 FDA 認可条件(NOL#140)

30.4.02 更新

自主規制基準登録済 再生原料(4)

会員名・会員番号	品名	銘柄名	種別分類	分類記号	摘要
ウツミリサイクルシステムズ(株) 020	使用済PETボトルから再生された ポリエチレンテレフタレート樹脂	サイテックペレット VF-31	I c-1-Q-Za	AFDA	自主規制基準 Ver.5.2 に適合 JIS K7390、JIS Z1716 に適合 FDA 認可条件(NOL#85) 又は FDA 認可条件(NOL#144)
		サイテックフレーク FG			

30.11.20 更新

自主規制基準登録済 再生原料(5)

会員名・会員番号	品名	銘柄名	種別分類	分類記号	摘要
西日本ペットボトル リサイクル(株) 055	使用済PETボトルから再生された ポリエチレンテレフタレート樹脂	西日本ペットボトルリサイクル NFペレット	I c-1-Q-Za	RFDA	自主規制基準 Ver.5.2 に適合 JIS K7390、JIS Z1716 に適合 FDA 認可条件(NOL#188)

28.3.15 更新

自主規制基準登録済 再生原料(6)

会員名・会員番号	品名	銘柄名	種別分類	分類記号	摘要
協栄産業(株) 056	使用済PETボトルから再生された ポリエチレンテレフタレート樹脂	MR-PET(NA-BT)ボトル用	I c-1-Q-Za	AFDA	自主規制基準 Ver.5.2 に適合 JIS K7390、JIS Z1716 に適合 FDA 認可条件 (NOL#85 及び#125)
		MR-PET(NA-FM)フィルム用			
		MR-PET(NA-SH)シート用			

28.5.16 更新

自主規制基準登録済 再生原料(7)

会員名・会員番号	品名	銘柄名	種別分類	分類記号	摘要
遠東石塚グリーンペット(株) 062	使用済PETボトルから再生された ポリエチレンテレフタレート樹脂	CB-602RJ	I c-1-Q-Za	AFDA	自主規制基準 Ver.5.2 に適合 JIS K7390、JIS Z1716 に適合 FDA 認可品(NOL#68)
		CB-602R			
		CB-608R			
		CB-697R			
		CB-697RJ			

28.10.24 更新